

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ 食事の非課税の引上げは4月から

Q : 食事の非課税限度額が改正されたようですが、いつから適用されるのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

会社が従業員に食事を支給した場合、一定の条件を満たせば、その会社負担分は給与として課税されません。この「食事の非課税制度」について、令和8年度税制改正により非課税となる上限額が引き上げられ、令和8年4月1日以後の支給分から適用されます。

具体的には、従来は「従業員が食事代の50%以上を負担し、かつ会社負担分が月額3,500円以下」であれば非課税とされていました。改正後は、この会社負担分の上限が月額7,500円に倍増します。従業員負担の「50%以上」という要件は変わりませんが、会社がより多くを負担しても非課税で対応できるようになります。

また、残業や深夜勤務時に、夜食の現物支給に代えて金銭を支給する場合の非課税限度額も見直されます。これまで1回300円以下だったものが、1回650円以下まで非課税となります。なお、これらは通達改正による措置で、3月31日までの支給分には従来の基準が適用されます。4月以降に向けて、食事代の従業員負担額や福利厚生規程を見直す企業も増える見込まれます。制度を正しく理解し、適用時期を間違えないことが重要です。

